

## 別紙 1

### 北海道水道広域化推進プラン策定に関する検討会開催要領

#### 第 1 目的

「北海道水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）の策定に向けて、専門的な立場からプランの内容等について幅広く意見を聴取し、プランの検討を行うことを目的として、「北海道水道広域化推進プラン策定に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

#### 第 2 議題

検討会の議題は、プラン策定に係る次の事項とする。

- (1) 水道事業者の経営上の課題に関すること。
- (2) 水道事業者の広域連携に関すること。
- (3) その他、プランの策定に関し必要な事項。

#### 第 3 構成

検討会は、7名以内の構成員をもって構成する。

#### 第 4 運営

- (1) 検討会は、必要に応じて北海道環境生活部環境保全局長が招集し、主催する。
- (2) 検討会に座長を置き、北海道環境生活部環境保全局長が指名する。
- (3) 座長は、検討会を主宰する。また、座長は不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 構成員は、都合により検討会に出席できないときは、事前に事務局に通知し、当該構成員が所属する団体の職員のうちからその構成員が指名する者を代理人として出席させることができる。
- (5) 検討会には、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### 第 5 その他

- (1) 検討会の事務は、北海道環境生活部環境保全局環境政策課水道広域化推進室において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年8月13日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月23日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年7月19日から施行する。